

児童虐待を受けている方のための

弁護士による法律相談

お近くの  日本司法支援センター
法テラス
なくことはない
または、**0570-079714**
(法テラス犯罪被害者支援ダイヤル)



虐待を受けている子ども(18歳未満)
からの申込み



弁護士事務所、法テラス事務所のほか、状況によって、学校や児童相談所等における弁護士の面談による相談

支援者(親類、教員、児童相談所職員等)の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。

支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。担当弁護士の判断になりますので、児童との関係や同席の希望等をお伝えください。弁護士による法的アドバイスを、その後の支援にお役立ていただけます。



法律相談の内容例



お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとするとも僕も殴られます。

同居を始めたお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



法律相談後の弁護士の活動



相談を受けた弁護士は、法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなど、子どもの安全を図る活動を行います。

その後、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行い、子どもが安心して生活できる環境を調整することもあります。

また、親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。



【利用に関するQ & A】

Q1: この法律相談は、どのような制度ですか。

⇒A: 児童虐待のほか、DVやストーカーの被害に遭われている方が、資力の有無にかかわらず、被害の防止のために弁護士による法律相談(面談)を受けることができる制度です。電話や来所にて法テラスへお申し込みいただくと、担当の弁護士を選任してお知らせします。法律相談は、日程を調整して、後日面談により行います。

Q2: 支援者(親類、教員、児童相談所職員等)が、本人に代わって相談することは可能ですか。

⇒A: 法律相談は、虐待を受けている子ども(18歳未満)本人に受けていただく必要があります。ただし、支援者が同席できる場合があります(表面参照)。また、支援者の方等の第三者から利用方法についてお問い合わせいただくことも可能です。

Q3: 法律相談に費用はかかりますか。

⇒A: 子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下の場合、法律相談料(5000円+消費税)はかかりません(虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。)

Q4: 相談した弁護士にその後の対応も依頼することになりました。その費用はどうなりますか。

⇒A: 本制度で支援できるのは法律相談のみとなります。その後の様々な手続のために弁護士が子どもの代理人となる場合、弁護士費用等の援助制度として、国費ではありませんが、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」(*)をご利用いただける場合があります。詳しくは、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待等により人権救済を必要としている未成年者(20歳未満)を対象に、虐待の加害者との交渉代理や法的手続の代理等の弁護士費用等を援助する制度であり、日弁連から法テラスに業務を委託されています。